

取付管設置等に関する事前確認書

太線枠内の項目全てを記入すること。

協議日：令和 8 年 4 月 1 日		住宅地図頁：(東・西) -	供用開始日：(S・H・R) . .
		受付者：	受付番号： -
確認者 (名刺添付可)	(会社名) 明石下水道会社 明石市大久保町八木●●● (担当者名) 下水 太郎 (TEL) 078-934-9624 (FAX) 078-934-9626		
確認内容	(場所) 明石市 大久保町八木742 (内容) <input checked="" type="checkbox"/> 取付管の設置 (公費による取付管設置の可否) <input type="checkbox"/> その他 () (参考となる資料) <input checked="" type="checkbox"/> 位置図 <input checked="" type="checkbox"/> 台帳図 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地の登記簿謄本 <input checked="" type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> その他 ()		
市 回 答	(取付管の設置) <input type="checkbox"/> 市(公費) (設置可能本数： 本) <input type="checkbox"/> 設置義務者 (補足事項・条件など) <input type="checkbox"/> <u>下記、注意事項を留意すること。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【注意事項】 ①「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に該当する場合は、新設する取付管は全て開発者負担となりますので、市は取付管を設置致しません。 ②本回答は、提示された地番、添付資料に示された条件における回答であるため、条件に変更が生じた場合は改めて事前に確認するようお願いします。 ③設置する取付管の設置位置(平面、深さ)は、既設本管の布設状況、他企業埋設物等により、設置位置・深さに制限が生じる場合があります。 ④市が設置する取付管は、原則、開削により既設管(人孔)から設置できる場合に限り、新設本管の整備(延伸)を要する場合は、工事予定及び取付管の設置の可否について、事前に市に確認してください。 ⑤取付管の敷地境界における土被りは、標準的に50cm程度を想定しています。 ⑥本回答を受け、「取付管設置申請書(様式第1号 第6条関係)」にて申請する場合、裏面【取付管設置に係る「留意事項」及び「設置を決定する条件」】を確認してください。 </div> (受益者負担金賦課状況(回答日時点)) <input type="checkbox"/> 賦課済み <input type="checkbox"/> 猶予 <input type="checkbox"/> 未賦課 (回答日) 令和 年 月 日 (回答手段) <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> E-mail		